

社会科

社会的な見方・考え力を培う中学校社会科授業の開発

～法廷劇『テロ』を通して～

Developing Lessons of Social Studies to Cultivate the Perspectives and Ways of Thinking for 9th Graders: Utilizing Schirach's "TERROR"

寺 本 誠

Makoto TERAMOTO

要 旨

本稿の目的は、中学校社会科において求められる「公民としての資質・能力」を育成するために、「社会的な見方・考え方」を培い、活用できる授業デザインを提案し、筆者の実践に基づいてその有効性を明らかにすることである。

「社会的な見方・考え方」は、それらを構成する様々な視点を意識し、課題解決を視野に入れた学習内容を組み込むことを通して「働かせ」られるよう「育て」ていく必要がある。そのためには、生徒にとって切実な課題、特に個人の願いと社会の願いが合致しないようなジレンマ課題を設定することが有効である。

報告する実践は、単元「人権と共生社会」に位置付け、基本的人権の意義と人間の尊厳の意義を理解させるとともに、意思決定機会を保障することを通して生徒たちの社会的な見方・考え方を培うことを目標として設定した。法廷劇『テロ』を題材に、法務省より法律専門家を招き、裁判形式で討議する過程で、サッカースタジアムの観客7万人の命を守るためにハイジャック機を撃墜する判断を下したパイロットを生徒たちが有罪か無罪か判断する展開を試みた。

生徒たちが「個人の尊厳」以外にも、政治的、法的、倫理的等の様々な見方・考え方を自ら主体的に働かせ、社会的事象とその背景を多面的・多角的に分析し、より深く思考する場面が見られた点が成果として挙げられる。

キーワード：社会的な見方・考え方、個人の尊厳、ジレンマ課題

I はじめに

本稿の目的は、中学校社会科において求められる「公民としての資質・能力」を育成するために、「社会的な見方・考え方」を培い、活用できる授業デザインを提案し、筆者の実践に基づいてその有効性を明らかにすることである。

平成 29 年に告示された『中学校社会科学習指導要領』（以下、『要領』）では、中学校社会科の目標の冒頭に「社会的な見方・考え方を働かせ」と明記され、その重要性が強調された。「見方・考え方」について、平成 29 年『中学校学習指導要領解説社会編』（以下、『解説』）では、「①現代社会の諸課題の解決に向けて考察、構想したりする際の視点として概念や理論などに着目して捉えること」「②課題解決に

向けた選択・判断に必要となる概念や理論などと関連付けて考えたりすること」という二つの視点で述べられており、平成20年版学習指導要領に比べて、より位置づけが明確になったと同時に、「見方・考え方」の学習の一層の充実が志向されている。また、『解説』では「質の高い深い学びを実現する観点から、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方を働かせることが求められる」とあり、「社会的な見方・考え方」を「働かせる」ことが思考力や判断力、表現力を培い、「深い学び」につながると捉えることができる。「見方・考え方」の活用が、『要領』の要となる資質・能力の育成に大きく関わると言えよう。

しかし、最初から「社会的な見方・考え方」を生徒たちが身に付けていて、「働かせ」られるわけではない。社会的な見方・考え方を構成する様々な視点を意識し、課題解決を視野に入れた学習内容を組み込むことを通して「働かせ」られるよう「育て」ていく必要がある。さらに、そのような課題を解決する過程で「考察したことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりする」（『要領』）ような活動を取り入れた授業デザインを構想することが求められる。

中学校社会科公民的分野では、「対立と合意」「効率と公正」などの現代社会の見方・考え方の基礎となる概念的な枠組みを活用し、社会の諸様相を多面的・多角的に捉えることが目指されている。公民的分野が扱う学習対象は、経済学、政治学、法学、社会学、倫理学等、広範な社会科学分野を含んでいる。それらの様々な社会的事象を分析し、思考・判断する上で「対立と合意」などの抽象度の高い概念を総合的に用いることが求められる。筆者は今までもこれらの概念的な枠組みを柱に据えて、いくつか課題解決的な授業づくりを試みてきた¹⁾。その経験から生徒が社会的な見方・考え方を働かせるためには、生徒にとって切実な課題、特に個人の願いと社会の願いが対立するジレンマ課題を設定することが有効であると感じている。

だが、生命に関わるような容易に判断できないジレンマを内包した対立の場合、そもそも合意可能かどうか問われるし、それでも何らかの意思決定を迫られた場合、『要領』で例示された概念的な枠組みを適用するだけではなく、道徳的価値、あるいは心情なども含めて判断する場面も起こりうるだろう。問題の争点や、選択すべき解決方法をめぐる対立を合意に導くには、その妥当性を担保する基準や価値を明確化する必要がある。このように、答えの無い問題に対して様々な観点から真摯に検討する経験が、社会的な見方・考え方を培うことにつながるのではないだろうか。本稿で提案する実践は、このような問題意識から教材化を試みたものである。

Ⅱ 教材化の構想

題材として取り上げたのはシーラハの小説『テロ』²⁾である。この小説を基にした法廷劇は、小説の舞台となったドイツを始め、世界中で上演されて話題を集めた。あらすじは次の通りである。

2013年7月26日、ドイツ上空でベルリン発ミュンヘン行きのルフトハンザ航空国内便がテロリストに乗っ取られた。犯人であるテロリストたちは、7万人が熱狂しているサッカースタジアムに航空機を墜落させて多数の命を奪うことを目論んでいた。航空機には164名の乗客が乗っていた。ハイジャック発覚後、撃墜能力を持った空軍機が緊急出動し、航空機を追跡し警戒にあたった。法で定められた通り、まずハイジャック機とコンタクトを取ろうとしたり、警告射撃を行ったりするが反応はない。空軍機は再三、対処にあたる国家航空安全指揮・命令センターに指示を仰ぐが、国防大臣は最近の憲法裁判所判決を鑑みて撃墜許可を出さない。ハイジャック機はスタジアム近くに迫る。撃墜すべきか否か。空軍機のパイロット、ラース・コッホ少佐は7万名と164名の命を天秤にかけ、国防大臣の許可なくハイジャ

ック機をミサイルで撃墜する。その後逮捕されたコッホは、殺人罪として起訴される。

この小説の興味深い点は、2つの結末が用意されている点である。最終章ではコッホが有罪となる結末と無罪となる結末が別々に描かれている。上演された劇では、裁判が行われている舞台上、観客は“参審員”として様々な証言を聞き、検察官の論告、弁護人の最終弁論を聞いた後で有罪か無罪かを投票することになる。その判決次第で上演回ごとに2通りの異なる結末が待っている。

われわれは『テロ』で描かれた状況に近い、実際に発生した事件を想起することができる。2001年9月11日にアメリカを襲った同時多発テロは、航空機をハイジャックして建物に突入させるという今までにない手法で世界を震撼させた。3機の航空機が突入した時点で、もう1機の航空機も首都ワシントンD.C.を目指していたとされる。結局はその航空機は到達することはなかったが、アメリカ政府は刻一刻と首都に近づく航空機に対して、一つの決断を迫られていた。即ち、戦闘機によってその航空機を撃墜し、乗客の命を犠牲にしてでも地上のより多くの人々の命を救おうとするものである。

生命を手段として問題を解決させることは、本当に正しい方法と言えるだろうか。例えその解決策が全員一致でなされた合理的な結論であったとしても、我々の道徳的な心情に照らすと簡単に承知し難く、広範な議論を要する問いとなる。この問題を考える上で、二つの道徳的教説がある。まず、全体の利益のために少数を犠牲にすることは正義に反しており、正当化されない。一方、全体の利益を向上させることこそが正義にかなった行為であり、そのための少数の犠牲は正当化されうる。もちろん、どちらを優先すべきか正しい答えはない。

ドイツはこの答えのない課題に対して、2004年「ドイツ航空安全法」³⁾を成立させて解決を試みた。この法律の最大のポイントは、航空機を使ったあらゆる犯罪について、国防相が撃墜命令を出せるという点である。ドイツは全体の利益を向上させることこそが正義にかなった行為であり、そのための少数の犠牲は正当化されうるという判断を下したのである。しかし、一度は施行されたこの法律に対して、ドイツ憲法裁判所は「人間の尊厳」と「生命への権利」に適合しないとして違憲判決を出し、無効とした。どんな事態が起きようとも他者の命を犠牲にすることは間違っていると憲法裁判所が判決を下したことで、人間の尊厳とはそれほどにも重要であると位置づけた。施行された法律がすぐに無効になるのは異例のことである。それほど、意見の分かれる難解な問いであったことがうかがえる。だからこその問題について正対して考えることの意義は大きい。

憲法裁判所の判決は次の点でわれわれに大きな示唆を与える。日本国憲法でも第13条にて個人は最大限に尊重されることが保障されている。だが、いつ都心が航空機テロの被害に遭うか分らない。その場合、どのようにして人々の生命を守るのか。航空機の乗客の命と地上に住む人々の命のどちらを優先すべきなのだろうか。そもそも生命に優先順位をつけられるのだろうか。

小説『テロ』で描かれているテーマは、まさにこのジレンマ状況下におけるコッホの判断の是非を問うものである。本単元を教材化するにあたって、授業者が主に働かせたいと考えた社会的な見方・考え方は「個人の尊厳」である。だが、実際に価値判断・意思決定する上で、生徒たちが働かせる見方・考え方はそれだけにとどまらない。ドイツ航空安全法とその違憲判決、ハイジャック機に対する対処の法的な限界について考える際には当然、法的な見方・考え方が働くし、コッホが違憲判決結果を熟知した上で、それでも撃墜という判断を下したことは、倫理的な価値判断に関わる見方・考え方も働かせることが求められる。

社会科における効果的な価値学習について、大杉（2018年）は、まず論争問題を自分で判断させ、その上で他者との議論を通じて対立点を明確にし、それらを先哲が構築・構成してきた倫理的価値やそれに基礎を置く正義の諸構想と関連付けさせながら改めて考察させ、最終的な判断・決定をさせて価値的

知識の成長を図る学習方略が考えられるとする⁴⁾。生徒たちが今までの経験から学んできた様々な価値を基に、ジレンマ状況がどのような倫理的価値とその根底にある様々な正義と対立しているのか明確にさせ、自分が構築してきた価値と関連付けて考えさせることにより、「見方・考え方を培う」ことにつながるのではないだろうか。

『テロ』は架空の小説ではあるものの、容易に答えを出すことができない切実なジレンマ状況を読者に突き付けている。裁判形式の展開のため論点が明確であること、意思決定のためには社会の諸要素を多面的・多角的に捉える必要があること、そして生徒の価値判断基準の問い直しを促す点で、社会的な見方・考え方を培い、働かせる上で良質な教材であると考ええる。

Ⅲ 授業の展開

本授業は、公民的分野において『要領』社会2(3)ア「人間の尊重と日本国憲法の基本原則」に基づき、個人の尊厳と人権の尊重の意義を理解させるとともに、憲法の基本的な価値を大切にしつつ、問題解決のための方策を練り、意思決定機会を保障することを通して、生徒たちの社会的な見方・考え方を培い、主体的な社会形成に資する学びにつなげることをねらった。

本時は2時間構成で実践した。第1時⁵⁾では、2001年9月11日にアメリカで発生した同時多発テロを中心に上げ、最初に当時の関係者のインタビューを中心に構成されたドキュメンタリー映像⁶⁾を視聴させた。当時ブッシュ大統領が公務によりワシントンを離れていたため、ホワイトハウスに止まっていたチェイニー副大統領が、ハイジャック機の撃墜命令を下す決断に迷う葛藤場面で映像を止め、ハイジャックされた航空機を撃墜することは許されるか否か、という問いを提示し、幅広く生徒たちに議論させた。そして、それぞれの立場からの意見を発表させた後、ドイツ航空安全法を紹介し、実際に撃墜することを認めた法律が存在することを示した。この法律の是非について討議した後、ドイツがどのようにこの法律と向き合ったか生徒たちに提示した。一度は施行されたこの法律に対して、ドイツ憲法裁判所は「人間の尊厳」と「生命への権利」に適合しないとして違憲判決を出し、無効としたのである。どんな事態が起きようとも他者の命を犠牲にすることは間違っているということをドイツ憲法裁判所は公に示したのである。この判決を基に、日本でも個人は最大の尊重を必要とすることが日本国憲法第13条で示されていることを引用し、その意義について考えさせた。さらに、次時は航空安全法を扱った小説を基に裁判形式で授業を行うことを予告し、簡単にあらすじと論点、裁判における検察官、弁護人の役割を示した。

第2時では、航空安全法の違憲判決後に起きたハイジャック事件を描いた『テロ』を教材として、裁判の形式に沿いながら有罪か無罪か判断させることとした。生徒を小グループごとに検察側と弁護人側に分けて、この小説を基に作成したラース・コッホの供述調書と起訴状を検討した。そして、それぞれの立場で質問事項を考え、実際に被告人であるコッホ役に対して質問を行った。そして、回答から得た情報をもとに再度小グループでの議論を経て、最終的に生徒自身が個々に有罪か無罪か判断した。なお、第2時に臨むにあたって、法務省司法法制部より法教育担当者を講師として招くこととした。法律専門家としての知見を活かした論点整理、また配布資料の供述調書や起訴状の作成まで準備段階から授業づくりに関わっていただくとともに、当日は小グループ別の討議の支援や、被告人であるコッホ役を務めていただいたりした。

以下、第1時と第2時の指導展開を示す。なお、対象クラスは中学3年生4クラス、実施時期は2018年7月である。

【指導展開】

(1) 題材・単元の展開

第2章第2節 人権と共生社会	
第1・2時 基本的人権と個人の尊重（本時）	第5時 自由権
第3時 平等権①	第6時 社会権
第4時 平等権②	第7時 人権保障を確かなものに

(2) 本時の目標

- ①他者と討議しながら、多様な見方・考え方があることに気付き、日本国憲法が定める基本的人権の意義についての関心を高める。
- ②日本国憲法に基づきながら、基本的人権の尊重を中心とした個人の尊厳の主旨を理解し、その考え方を活用して社会の課題を解決する過程で、多面的・多角的に社会的事象を分析し、考察する。
- ③模擬裁判を通じて裁判の機能や手続きを理解するとともに、確かな根拠に基づいて判断することや、他者の意見から自分の判断を再構成していく重要性を理解する。

(3) 学習の展開

(第1時)

(○：生徒の活動・反応，□：発問)

	主な学習内容と活動	指導上の工夫・配慮
課題設定	○9.11 アメリカ同時多発テロの映像を視聴しながら事件の概要を理解する。 ○3機の航空機がWTC（世界貿易センタービル）と国防総省に衝突した後、もう1機の航空機（United93便）が首都ワシントンD.C.に向かっていった。この事実を知った時、アメリカ政府はどのような対応を取ろうとしたか予想する。 □犠牲者をより少なくするためにハイジャックされた航空機を撃墜することは許されるか否か、考えてみよう。	・DVD “Day that changed the world” を視聴させる。 ・映像の続きを見せる。チェイニー副大統領らが、撃墜すべきか否か葛藤しているシーンで止める。 ・この後 United93 便は乗客が犯人と格闘して、目標に達する前に墜落し、撃墜命令は実行されなかったことを補足説明する。
課題追究	○クラス全体で討議する。 <予想される反応> ・許される→乗客の命は犠牲になるが、地上の多くの人命を救うことができる。 ・許されない→何の罪もない乗客の命を犠牲にすることは許されない。 □「ドイツ航空安全法」を提示する。 ○「航空安全法」は、航空機テロに対して撃墜することを認めた法律であることを知る。	・WTCに激突した2機の航空機の乗客：約150名、WTCへの衝突・倒壊による犠牲者：約2600名。 ・考える視点（意思決定に有用な視点）の例 ①撃墜することによる損害はどうか。また、しないことによる損害はどうか。 ②ハイジャックされた航空機がテロに使われたかどうかは誰がどうやって判断するか。 ③航空機によるテロに対して、撃墜という方法は目的として妥当かどうか。

省 察	□航空安全法は違憲であるとして廃止された。なぜだろうか。 ○人権は誰が保障しているのか考える。 ○「人間の尊厳」と「生命への権利」を尊重して判断したことを理解する。 ○次回行う模擬裁判について説明する。	・違憲立法審査権については未習のため、適宜説明を行う。 ・理由を明記させる。（裁判所の判断に賛成である。なぜならば……。裁判所の判断に反対である。……）
--------	---	--

（第2時）

	展 開	留意事項
導 入	1. 班ごとに検察官・弁護人に分かれて着席する。 2. 特別講師による自己紹介 3. 授業者より、復習を兼ねた授業内容の説明 ①被告人への質問 ②検察官、弁護人の立場を超えて、有罪か無罪かの討議	・弁護人、検察官、裁判官の役割については前回の授業で簡単に説明済み。
展 開 ①	1. 検察官、弁護人にそれぞれ分かれ、質問内容の確認 特別講師が二つの立場に分かれてアドバイスをを行う。 2. ラース・コッホに対する被告人質問 授業者は質疑応答のやりとりを黒板に記入する。	・講師は「どのような質問を考えてきたか」など、法律の解釈に深入りしすぎない程度に生徒に関わる。
展 開 ②	【討議】 1. 各学習班に戻り、検察側、弁護人側の立場を考えずに、有罪か無罪か、自分の判断について根拠をもとに話し合う。 2. 話し合った内容について、1～2 班程度報告する。 ※机間巡視を通して、意見が分かれた班、新しい視点で話し合えた班などに着目しておく。	・講師は机間巡視し、必要に応じてアドバイスをを行う。 ・時間が限られているので、全ての班は発表できない。自発的な発表を促す。
ま と め	・講師による講評 ・質疑応答	・ワークシートの提出は後日とする。

（４）本時の評価

- ①日本国憲法が定める基本的人権の意義に対する関心が高まっている。（関・意）
- ②日本国憲法に基づきながら、個人の尊厳の考え方について課題を見だし、多面的・多角的に考察・判断し、その過程や結果を適切に表現している。（思・判・表）
- ③日本国憲法が定める基本的人権の意義について、具体的な事例を通して理解している。（知・理）

資料 1

起訴状

2014年 2 月 28 日

住居

ドイツ連邦共和国
ベルリン シュテューグリッツ地区アムゼルヴェーク 5 6 番地

職業

ドイツ連邦軍空軍少佐

被告

ラーズ・コッホ
1982年 3 月 14 日生

公訴事実

被告人は、2013年 7 月 26 日 20 時 21 分、オーバーアップルスドルフ上空において、空対空ミサイルによって、ベルリン発ミュンヘン行きのルフトハンザドイツ航空 LH2047 便（エアバス A320-100/200）を撃墜し、乗客 164 人を殺害したものである。

罪名及び罰条

殺人 ドイツ刑法第 211 条第 2 項第 2 号別記 3、第 52 条第 1 項第 1 号

資料 2

供述調書

住所 ドイツ、ベルリン

職業 ドイツ連邦軍空軍少佐

氏名 ラース・コッホ

1982 年 3 月 14 日 生（31 歳）

上記の者に対する、殺人事件につき、2013 年 7 月 28 日、本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述する必要がないむねを告げて取り調べたところ、任意次のとおり供述した。

私は、2013 年 7 月 26 日、空対空ミサイルによって、ベルリン発ルフトハンザ航空 LH2047 便である航空機にミサイルを発射し、乗客 164 名全員を墜落死させました。

7 月 26 日テロリストが航空機をハイジャックしたという連絡が入りました。テロリストは、ミュンヘン近郊のサッカースタジアムに航空機を墜落させると機長を通じて通告していました。その日、スタジアムでは国際試合があり観員の 7 万人が観戦していることを知っていました。

私はハイジャックが起きたときの規定通り、飛行進路の妨害と警告射撃を行いました。しかし、ルフトハンザ機の機長はそれに対して反応しませんでした。

その数分後、国家航空安全指揮・命令センターから撃墜してはならないという命令を受けました。私は、航空機と並行飛行する以外することがありませんでした。私は何度も、無線と視認によって航空機との接触をはかりましたが、成果はありませんでした。

私は撃墜命令が出されていないか、国家航空安全指揮・命令センターに 2 度間い合わせをしました。やはり命令は出ていませんでした。ルフトハンザ機があと数分でスタジアムに達することは分かっていました。

私は命令に背くべきかどうか考えました。私はいま撃墜しなければ数万人が死ぬと考えました。数万人を救うために数百人を犠牲にすることが正しいと考えたのです。私はルフトハンザ機の背後にまわり、すこし後方の高い位置を取りました。それから航空機のジェットエンジンをねらい、ミサイルを発射しました。ミサイルは命中し、主翼内にある航空機用燃料が爆発しました。航空機が煙に落ちていくところまで確認しました。

私は命令違反であると分かっていたのですが、7 万人が死ぬのを何もせずに見ていることはできませんでした。航空機がスタジアムで爆発すれば、私が撃たなくても乗客は全員死んでいただろう。他に選択肢はありませんでした。

ラーズ・コッホ Lars Koch

資料 3

3 年公民プリント No.6

月 日

3 年 組 番 氏名

テロにあった航空機を撃墜することは許されるか

◆事件の流れ 2013 年 7 月 26 日

19:20

ルフトハンザ航空 LH2047 便ベルリン空港発

19:32

ルフトハンザ機 LH2047 便からテロリストによるハイジャック発生との無線連絡が入る。「航空機をミュンヘン近郊のサッカースタジアムに墜落させる」国防大臣は、警告射撃を命じるのみ。ルフトハンザ機の撃墜命令は出さず。コッホ少佐は 2 度、撃墜命令がないことを確認。

20:21

ルフトハンザ機がスタジアムに向かって降下しているという連絡。コッホ少佐はスタジアムとの距離が 25 km であることを確認。

コッホ少佐、ルフトハンザ機エンジンにミサイル発射→煙に墜落

コッホ少佐は基地に戻った後、連邦警察に逮捕される。

◇参考資料

○ドイツ航空安全法（2005 年施行）
ハイジャックされた航空機が武器として使用されるおそれがあるとみなされた場合には、国防大臣の権限により、ドイツ連邦軍がこれに着陸を強制したり、撃墜したりすることを認めている。

○ドイツ憲法裁判所による違憲判決（2006 年）
判決：ドイツ航空法はドイツ憲法に違反している（違憲）。
理由：乗っ取り機の乗客を他人の命を救うための単なる物体としてしまい、人間の尊厳（基本的人権）、生存権に合致しない。

問 1 被告人のラーズ・コッホに対する質問の案

☆質問を通して分かったこと

問 2 班での討論を通してあなたはどのように考えましたか。

ラーズ・コッホは（ 有罪である・ 無罪である ）

問 3 その理由を述べなさい。

Ⅳ 授業の実際

第 1 時では、ハイジャック機を撃墜すべきか否かをめぐり、大変白熱した議論となった。全体的な傾向として、「乗客の命も大切だが、大勢の人を巻き込むより、多くの命を救うことのできる方を選ぶ」

等の犠牲者の数を比較して撃墜すべきと判断する生徒が大半を占めた。それに対し、少数ながらも「自分が判断を下すべき立場なら命令するけど、許されるかどうかと言われたら許されない」「パイロットの立場と政治家の立場では判断の基準が変わってくる」という意見も見られた。

次に、実際に緊急時の撃墜を合法的に定めたドイツの事例を提示し、それについてどのように考えるか意見を交換した。撃墜は致し方ないと考えていた生徒も、法令で決められていれば罪の意識を感じなくて済むと考えた一方、誰が命令を下すのか、どのようなケースの時に判断するのかと疑問を感じた者もいた。話し合いの後、法制化したドイツがどのようにこの法律と向き合ってきたのか生徒たちに提示した。一度は施行されたこの法律に対して、ドイツ憲法裁判所は違憲判決を出し、無効となったことを示した。たった一年で、しかも日本ではあまり出されない違憲判決による法律の無効という結論に、少なからず驚いた様子であった。個人の尊厳とはそれほどにも重要であることを、生徒たちは気づくことができたと感じる。

また、日本国憲法第 13 条にも個人の尊重が明記されていることを示し、人権を尊重する価値について考えさせた。第 2 時の学習では、裁判形式で討論することを予定していたため、憲法裁判所の判断の是非については各自の意見表明に留め、次時に扱う法廷劇『テロ』の概要を説明し、論点の整理と学習の進め方について確認した。

第 2 時は、法務省司法法制部の法教育担当職員 3 名を講師として招いて実施した。

授業の開始時から小グループごとに検察官側と弁護人側に分かれて、被告人ラース・コッホの起訴状（前掲資料 1）と供述調書（前掲資料 2）をもとに、事件の概要と論点をまとめたワークシート（前掲資料 3）を使いながら、それぞれの立場からの被告人への質問事項を考える活動を始めた。授業実施時点では司法制度の単元は未習のため、検察官と弁護人がどのような立場であり、どのような発言を被告人から引き出すと有効かという議論は手探りであったと思われるが、グループで話し合いながら自発的に思考を深める姿が見られた。小説の状況設定が巧みで価値判断に迷うものであり、同じ役割内でも意見が分かれる場面が見られるなど、授業者が想定した以上にグループ内での議論が盛り上がった印象である。ゲスト講師が無理に検察官、弁護人の立場を意識させることなく、純粋に被告人に尋ねてみたいことを挙げるよう、生徒が自由に話し合える雰囲気をつくってくださったことも大きいと感じる。生徒の疑問に応じて「緊急避難」や「執行猶予」などの専門用語も明快に答えていただくことができた。



ゲスト講師にアドバイスをいただきながら判決を考える

小説の状況設定が巧みで価値判断に迷うものであり、同じ役割内でも意見が分かれる場面が見られるなど、授業者が想定した以上にグループ内での議論が盛り上がった印象である。ゲスト講師が無理に検察官、弁護人の立場を意識させることなく、純粋に被告人に尋ねてみたいことを挙げるよう、生徒が自由に話し合える雰囲気をつくってくださったことも大きいと感じる。生徒の疑問に応じて「緊急避難」や「執行猶予」などの専門用語も明快に答えていただくことができた。

以下の表は抽出クラスにおける被告人質問のやりとりの一部である。ゲスト講師の方々は事前に『テロ』を綿密に読み込んで被告人役に臨んでおり、質問する生徒たちが応答の内容に徐々に引き込まれ、緊張感の漂う被告人質問が展開された。

実際には被告人を追及するというよりも、被告人がどのような考えで撃墜したのか確かめたり、どうすれば回避できたのかと仮定の質問を投げかけたりする場面が多く見られた。被告人役の丁寧な答える姿勢にやや流されて、自分の立場にとって有利な証言を引き出せたとはいえ難い面もある。ただ、直接被告人に質問することで、供述調書ではうかがえない生身の一人の人間の言葉として、より真剣に判断

しようとする意識が高まったのは確かである。また、小グループで議論しながら質問事項を考える活動を通して、前時に提示した社会的な見方・考え方である「個人の尊厳」に対する理解を深め、働かせながら判断することができたと感じる。

表 被告人質問の内容

検察側	弁護人側
・もし大切な人が乗っていたら？ →分からない。 ・スタジアムの人が逃げている可能性は？ →自分で見て逃げていないと分かった。 ・航空機の乗客 164 人の命を考えて行った行動なのか。 →より多くの命を救うためにより少ない命を犠牲にするのは正しいと考えた。 ・国家航空安全指揮・命令センターとの話し合いはあったか？ →なし。命令が出ていないことを確認した。撃墜すれば畑に落ちることは分かっていた。	・後悔しているか →していない。正しいことだった。 ・最後まで両者（航空機の乗客、スタジアムの観客）の命を助けたいと考えていたのか。 →考えていた。人権を考えている。しかし航空機は武器の一部になっている。 ・航空進路の妨害と警告射撃をもっと多く行えば、スタジアムに墜落しない状況になったのでは？ →機長の反応が無く、機内の様子も分からなかった。

被告人質問後、検察官・弁護人の立場を離れて、個人として被告人が有罪か無罪か理由とともに判断させた。その結果、有罪は4クラス合計で約65%、無罪は約32%となった（残りは「どちらとも言えない」「その他の意見」）。

有罪とする理由は、「乗客の命を、7万人の命を救うための単なる物体として捉えていて、生存権という基本的な人権を尊重していないから」「殺人を犯したのは事実だし、命令にも違反しているから」などであった。無罪とする理由は、「（機長からの反応がなかったので）いずれにせよ乗客は死んでいたから、観客まで死なせずにできるだけ多くの人命を助ける方法を選んだから」「あとから（ゲスト講師に）説明をいただいて、〇〇できたのではという推測のようなものは全て無いものとみなされるということだったから、緊急避難に当てはめることができると思う」また「どちらともいえない」（ごく少数）とした理由は、「人を殺していることに変わりはないので無罪にはできない。7万人の命と狙われている側（航空機）の人権の両方とも大切だから仕方なかった」などであった。

第1時では、事例は異なるものの、少数を犠牲にして大勢の命を助けると判断した生徒が大半を占めていたことを考えると、「個人の尊厳」という見方・考え方を働かせ、判断の根拠としている生徒が多くなったと言える。また、コッホ個人の責任ではなく、撃墜命令の判断を下すことも、スタジアムからの避難命令を出すこともしなかった国家航空安全指揮・命令センターの対応へ疑問を呈し、国の責任を問う意見が各クラスで見られた。何より、本実践を通して生徒たちの意欲的な姿勢が際立っていたと感じる。例えば、第1時の終末に説明した事件の概要と論点を踏まえて、第2時のために緊急避難の要件や判例を調べて臨んだ生徒が見られた。授業者が期待した見方・考え方を働かせるだけにとどまらず、意欲を持って仲間との話し合いを重ね、ゲスト講師の支援を得ながら、様々な見方・考え方をを用いて自分なりに判断をしようとする姿勢がうかがえる。以下は、生徒がまとめたワークシートの記述の一部である。社会的な見方・考え方を働かせたと考えられる箇所を傍線部で示している。

ラース・コッホは有罪か無罪か～生徒のワークシートの記述から～（傍線部は筆者による）

【有罪】

A 状況を判断して単純に犠牲となってしまう人々の人数を考えたら 7 万人よりも少ないルフトハンザ機 164 人の方が良いとなるかもしれないが参考資料の違憲判決に書いてあるようにそれは乗っ取り機の乗客を 7 万人の命を救うための単なる物体としてとらえていて基本的人権を尊重していないから。また、理由があったにせよ 164 人の命を殺したことは事実であり、たとえサッカースタジアムに突っ込んで死んでしまう可能性が高かったが死ぬ前まで命は生存権として尊重しなければならないため乗客を単なる物体として見て攻撃するのはおかしいと思ったから。

B そもそも 164 人を殺した事実は変わらないことだし、それによって 164 人の可能性をつんだことにもなる。ラース・コッホがミサイルを発射しなかった時の可能性を否定できない。数字以前にも人殺し、自覚がある時点で殺したことを認めていることになるのに軽い刑ではしめしがつかない。話題をすりかえなければ大量殺人をしてしまったことになることは無視できない。

C 事実だけを見れば、殺人を犯しているし、命令にも背いているため完璧な法律違反。いくら 7 万人の命を救ったとはいえ、164 人を殺したのに変わりはない。だから、殺人を犯した以上、無罪にすることはできないと思う。でも、質問をして、撃墜する直前まで乗客の命を救おうと努力していたことがわかり、せめて罪は軽くするべきかなと思った。普通に考えて、少ない命よりも多い命を優先させてしまう気持ちは理解できるし、しょうがないと思う。でも、命令が出ない理由やセンターで何かしらの対策を練っていたかもしれないということを考えれば、一步踏みとどまって、もう少し冷静な判断ができたはず。やっぱり自分の独断だけで人の命の優先度を決めるのはあまりに身勝手な行動だと言える。よって有罪。

【無罪】

D いずれにしろ、航空機の乗客は死んでいた。→スタジアムの観客まで死なせずに、できるだけ多くの人を助けられる方法を選んでいたので、ぎりぎりまで行動を起こさなかったことから、被告人が最後まで航空機の乗客とスタジアムの観客の両方を助けたいと思っていたことが分かる。被告人は浅はかな考えではなく、純粹に人々を助けたいという気持ちから悩んだ末に行動を起こしており、仮に撃墜しなかったとして、これより良い状況になるとは考えられないから。国家航空安全指揮・命令センターから撃墜してはいけない理由や他の策を考えているかなどの説明がなかったのも、自分で考えて動いた被告人は正しい。

E 乗客 164 名の人権を考えた上での最善な行動だったと思います。スタジアムの人が逃げていないことや畑に落ちることが分かっていた、より多くの命を救いたいと考えていたため罪ではないと思う。ラース・コッホが乗客 164 名を殺したことは事実だが、彼に殺意はなくまたより多くの命を守るための行動で、撃墜させる直前まで乗客の命とスタジアムの人の命を考えていた。

F 班での討議の時点では、「他の手段もとれなかったわけではないのではないか」という意見も出たことから、「緊急避難」の成立に必要な、その手段しかなかった、ということを証明するには少し弱く、有罪なのでは無いかと考えていた。しかし、後から説明をいただいて、「〇〇できたのでは」というような推測のようなもの（事実としてはなかったもの）は全て無いものとみなされる、ということだったので、それならば無罪に近づくのではないかという気がした。有罪としている人の理由には、「罪のない人々を殺している」とか、「ドイツ憲法、航空法に反している」というものがあつたけれど、違反してしまった場合でも、他にとるべき手段がなく、コッホの行為によって生じた害はその行為で避けた害よりも少

ないということが誰にとっても明白な状況であったと思うので、「緊急避難」に当てはめることはできると思う。ただ、やはり焦点となるのは人権の尊重だと思うので、「亡くなる直前まで人権は尊重しなければならない」という大前提の上で無罪にすることは難しいとも思う。有罪であったとしても、罪が軽減されるような状況ではあり、コッホの罪は限りなく軽くされるべきだと考えた。

【どちらとも言えない】

G まず、ラース・コッホさんは自分が機内からすることのできる最大限のこと（進路妨害、警告射撃）を行っていたにも関わらず、テロリストからの反応がなく、ハイジャックされている航空機が落ちて機内の乗客が全員死んでしまう確率の方が高くなっていたこと。2 つ目に、テロリスト達の言う満員の 7 万人がいるスタジアムからたった 52 分間で航空機の破片もこないほど遠くへ全員避難させるのはほぼ不可能だということ。（パニックになってしまったり、お茶中からすぐそばのグラウンドに逃げるまでたった 300 人ちょいが 5 分もかかっていることを考えて）これら 2 つの理由から、人を殺していることには変わりはないので、無罪にはできないが、執行猶予、という考えにした。ドイツの航空安全法では、2006 年に違憲判決で撃ち落としてはならないと、とされているが、このまま落とさない限り 7 万人以上が亡くなってしまう大事故にもなりかねないし、「狙われている側の人権」も大切にしなければならなかったの、仕方なかったと思う。また、質問で「自分の大切な人が乗っている航空機だったとしても撃つ」と言っていたので、命の重みは一緒だと認識している。なので私は、ラース・コッホさんは執行猶予で良いと思った。

H 緊急避難という観点から考えてみると、人の命に価値はないが、軍人という立場として“数”で選んだという（7 万人と 164 人と 7 万人の方が圧倒的に数が多い）コッホさんの選択は正しいと感じた。また、ハイジャック機に撃墜したことでハイジャック犯の命を奪った、と考えていたが、刑事裁判では、よくわからないこと（この場合、避難させることができたのではないか、ということ）についてはなかったことにするそう。以上のことからコッホは無罪である。…とは断言できない。大きな一つの問題は、「ハイジャック機に乗っていた方々は、どの道亡くなる運命にあった」ということへの考え方だ。たとえ何もしなくても亡くなっていたとしても、亡くなる直前まで基本的人権は尊重されなければならないのだ。この点から考えると、コッホさんは有罪に近くなってしまう。なので、有罪だが罪は軽くすべきだと思う。

【その他】

I まず、法だけみて判断したら違法である。そもそも私は、ドイツ航空法（の違憲判決）がまちがっていると考える。ハイジャック機はハイジャックされた時点で武器となるからだ。人権を尊重することは最優先だとは思いますが、ハイジャックされた時点で国が守れる人権ではなくなってしまいそれを武器（物）として扱わねばならないのは仕方ないのではと思う。そして自分の身におきかえたとしたら撃墜してほしいと思う。撃墜されず、7 万人の中につつこんで武器となって間接的に 7 万人殺すよりは自分が死ぬことで 7 万人を助けたいと思うと思った。また、遺族もそうに考えてくれると考えた。

【感想】

J この問題はとても難しかった。また私は弁護側の立場だったが、被告人（ラース・コッホ）を弁護できていなかった気がする。このような事件の場合、私たち弁護側は“無罪”を選んだ方がよいのだろうか。詳しく弁護士とお話ししたかった。またラース・コッホは 164 人を殺して 6 万人を救うことが正義と話していたが、それは彼が軍人であるからで、もしこの人が神父だったらまた判断は変わっていただろうと思う。人によって“正義”というのはその人の数だけ存在すると思った。正義って何だろう。ど

れが正しいかなんて分からなかった。

K 私は、被告人が無罪だと思うのですが、被告人が有罪だとする違憲の中にも納得できる部分が多く、裁判は難しいなと感じました。判断をするための観点の中でも何を重要視するかによって、被告人は有罪にもなり得るのではないかと思います。法務省の方がおっしゃっていた、「わからないことは無かったことにする」という方針は、観点を絞って考えやすくするねらいもあるかもしれないと思いました。私が個人的に気になったのは、命令センターの対応が本当に正しかったのか、ということです。もし被告人が命令に背いてなかったら、スタジアムの観客の7万人が亡くなり、命令センターが大勢の人にたたかれていたでしょう。命令センターに対して裁判を起こしてみたいです。

L アニメやマンガの世界では事件が起きて大体「悪」と「正義」がわかりやすくわかれていてどちらが悪いなどはわかりやすいが現実はそのように上手くいかないのも一つの方向から状況を判断し被告人の判断は合っていたのか他の方法は無かったのか考えていくのがすごく大切なのだなと感じました。たくさんさんの情報を使い上手く質問をして答えを引き出すことが難しいなと思いました。

M 刑事ドラマとかでよく「起訴」や「有罪」などとパパッと決まってしまうシーンがよくありますが、本当はそんなことはなく、様々な判断の難しい場面があるのだと分かりました。また、専門の方の話で「大切な基本的人権の尊重は、人が死ぬ直前まで存在しているため、その人が生きている限り尊重しなければならない」ということがあり、はじめて知ったのでとてもためになりました。裁判で「よく分からないこと」は「なかったことと同じ」など、知らない知識が沢山あったので知れて良かったです。今まで裁判のことについてほぼ何も分かっていませんでしたが、今回を機会に興味を持つことができました。

N 調べてみると、緊急避難という考え方は、「カルネアデスの板」というけっこう昔からある哲学(?)らしく、問題としてとても難しいなと思った。結局の所、ドイツの法律・憲法すべてを持ってこないと正しい判断はしづらいなと思った。人としての権利を、死ぬ直前まで尊重してあげてを考えないといけないとゲスト講師の方がおっしゃっていましたが、そんなんでプラス7万人の命が数年～数十年ムダになってうばわれるのも、どうか…と思いました。そういう人間としての権利という常識的なことを、常識を持って行った人につきつけるならば、今の常識はこうなんだよ…としっかり教えてあげないとかわいそうだなと思った。

O 最初、検察官という立場関係なしにラース・コッホは有罪か、無罪かを考えた時私は無罪だと思いました。裁判をしたあとも無罪だとは思いましたが、少し有罪かもしれないと思いました。しかし、グループで話し合ってみると、殺してしまったという事実、もしかしたらテロをおこさなかったかもしれないという可能性、命令センターの命令を無視したということを考えると有罪なのかもしれないと思うようになりました。裁判制度は小学校の時から興味を持っていたのでとても楽しかったです。今度は裁判官などもつくってやってみたいです。

P 質問をしてみると、そもそも連絡を忘れていたなど、様々な条件がでてきて有罪なのか無罪なのかとてもなやんだ。昨日調べているとき、緊急避難にどこまであてはまるのかという記事を見つけて、人の命は人数で価値を決められるのかどうかというのを考えると少佐は無罪にするのはちょっと嫌だと思った。多くの国（日本も）では撃ち落すことはないだろうということをその記事で見て、もし日本の首都などにハイジャックされた航空機が突っ込んで来たら、乗客の生存権は守られたとしてもねらわれた建物にいる人としては撃ち落してほしいと思う人もいるだろうし、航空機が突っ込んでくるという情報が伝えられないうちに突っ込んでこられたら国の責任にもなると思う。今回の事件も、もっと命令センターが動けたと思うし、個人の責任なのかなという気がした。

ワークシートの記述を分析すると、生徒たちが話し合いを積み重ねていく中、様々な価値観の対立に悩み、自分の価値判断を問い直しながら思考を深めている様子がうかがえる。例えば、生徒 J は「人によって“正義”というのはその人の数だけ存在すると思った。正義って何だろう。どれが正しいかなんて分からなかった」と率直な気持ちを記している。裁判の中では弁護士役を務めていたが、葛藤を抱えながら課題に向き合っていたことが分かる。また、生徒 N は個人の尊厳の意義は認めつつも、それでは 7 万人の命は救えないとして、ゲスト講師の説明に対して疑義を唱えている。N はまた、「ドイツの法律・憲法すべてを持ってこない正しい判断はしばらくは思いつかない」と記し、判断するには授業の中で示した見方・考え方だけでは十分ではないという思いに至っている。個人の尊厳を基に有罪か無罪かを判断させる展開は、授業者が意図的に見方・考え方を働かせようとして組み込んだものである。しかし、生徒たちの着目の仕方は様々であり、個人の尊厳の価値を理解した上で、それでも 7 万人を救う選択をすることは全く否定されるものではない。生徒たちは価値判断から意思決定に至る過程の中で、自然に社会科学の理論に加え、「社会的な」に拘らない様々な見方・考え方を駆使して解決に至ろうとしている。裁判における被告人質問の形式をとることで、検察官、辩护人、被告人という立場に分かれて、それぞれ多様な発言が生まれ、生徒たちは互いの既存の知識や意見を活発に交換し、さらに疑問を持った場合は専門家の知見を得て、見方・考え方を鍛え、活用していることが分かる。授業後もゲスト講師に質問したり、『テロ』を図書室から借りて読んだり、生徒 N や P のように、緊急避難について自主的に調べたりするなど、探究する姿勢が見られたことは成果である。

V まとめと今後の課題

筆者の考える「社会的な見方・考え方を働かせる」授業とは、授業者が提示した概念的な枠組みに則って社会の諸事象を捉えるのではなく、生徒たちが自ら主体的に見方・考え方を働かせて、より深く思考する授業である。そのためには、生徒たちが自ら「社会的な見方・考え方」を「働かせ」られるよう「育て」ていくような授業をデザインする必要がある。本稿で提案したような、正解の無いどちらの判断を下しても正しいと言えるジレンマ状況下において、生徒たちの価値観が揺さぶられるような課題を追究する経験の積み重ねが、社会的な見方・考え方を培うことにつながり、社会を構成する様々な諸事象を捉える力になるのではないだろうか。

本稿で触れたように、単元としては人権学習の導入という位置づけであるため、司法の学習を一切行っていない中、検察官・辩护人に分かれて討論する展開はやや性急で、進度の先取り感は否めない。本来なら被告人質問によって自らの立場に有利な証言を引き出すよう支援すべきであるが、生徒たちは立場に関係なく、純粹に被告人に尋ねてみたい質問事項を考えることに集中していた。裁判の形式に則って議論を進めたことにより、判断の妥当性を担保する基準や価値を明確化しようと努める姿が認められたが、逆に生徒たちの思考を狭めていなかったかという反省も残る。授業者として、本実践の目標に迫る授業方法の妥当性については真摯に検討しなければならない。

授業展開に改善の余地はあるものの、本実践全体を通して、生徒たちが人の命をどのように扱うべきかという難解な問いに対し、その拠り所として憲法における「基本的人権」としての「個人の尊厳」の意義を中心に据えて仲間と真剣に議論していたのは確かである。生徒たちの最終的な判断理由を分析すると、個人の尊厳や公正の概念を軸に、根拠を持って意見を述べようとする姿勢が顕著に見られた。さらに、生徒たちは他者と意見を交換する中で「個人の尊厳」以外にも、政治的、法的、倫理的等の見方・考え方を自ら主体的に働かせ、社会的事象とその背景を多面的・多角的に分析し、より深く思考する場

面が見られた点も本時の成果である。

今後の課題として、「学習者の成長として、見方・考え方はどのように変化したのか」を測る方略を挙げたい。これは筆者が本授業の実践報告を所属学会にて行った際⁷⁾、参加者から指摘を受けた点である。生徒のワークシートの記述から、本実践を通して「社会的な見方・考え方を培う」点については一定の成果があったと言える。同時に、次の段階として「どのように培われたか」測ることができるように授業をデザインする必要もあると強く感じている。見方・考え方は一つの単位だけで培われるものではないことを踏まえ、1年間あるいは3年間の社会科全体のカリキュラムを見通して生徒たちが自ら主体的に働かせるよう意識し、生徒の変容を測る実証的な研究を構想したい。

【註】

- 1) 拙著「社会的ジレンマの教材化の可能性－中学校社会科公民的分野における「公正」の学習を題材に－」2011～2013年度科学研究費補助金研究成果報告書 研究代表者 唐木清志『交通環境学習における社会的ジレンマの教材化』（2014年）等。
- 2) フェルディナント・フォン・シーラッハ『テロ』（東京創元社、2016年）
- 3) ドイツ航空安全法については、渡邊斉志「ドイツにおけるテロ対策への軍の関与－航空安全法の制定」『外国の立法第223号』（国立国会図書館調査立法考査局、2005年）に詳しい。第14条第3項で武力行使について、同第4項で連邦国防大臣が命令権者であることが示されている。
第14条（出動措置、命令権限）
 1. 特に重大な災厄事故の発生を阻止するために、軍隊が上空において航空機を航路から離脱させ、着陸を強制し、武力の使用で威嚇し、または警告射撃を行うことが許される。
 2. 複数の可能な措置のなかから、個人および公衆に対し見込みうる最小の侵害ですむ措置が選択されなければならない。当該措置は、その目的達成に必要な期間および範囲においてのみ実施することが許される。当該措置は、達成される成果に明らかに無関係な損害を生じさせてはならない。
 3. 武力による直接的な作用は、航空機が人の生命に対して向けられ、かつこの現在の危険を防御するための唯一の手段であることが状況に応じて前提としうる場合にのみ、許される。
 4. 第3項の措置は、連邦国防大臣または防衛事態においてはその代理権限ある連邦政府の構成員のみが命ずることができる。その他の場合は、連邦国防相は、連邦空軍総監に対して、第1項による措置を命ずる権限を一般的に授権することができる。
- 4) 大杉昭英「社会科における価値学習の改善」『公民教育研究 Vol.26』（日本公民教育学会、2018年）6頁。
- 5) 第1時の展開は、かつて実践した授業にほぼ即している。詳しくは、橋本康弘編著『高校社会「公共」の授業を創る』（明治図書、2018年）19～23頁を参照。
- 6) Director, Leslie Woodhead, “Day that changed the world”(2011年)
- 7) 2019年11月17日 中等社会科教育学会全国大会 自由研究発表
題目「価値判断力・意思決定力を培う中学校社会科授業の開発－法廷劇『テロ』を通して－」

【参考文献・資料】

江口勇治監修・編著『21世紀の教育に求められる「社会的な見方・考え方」』（帝国書院、2018年）
中林啓修「現代テロ対策のガバナンス：ドイツにおける航空テロ対策を事例に」『SFCジャーナル』Vol.9No.2, 2010年, 77～92頁。